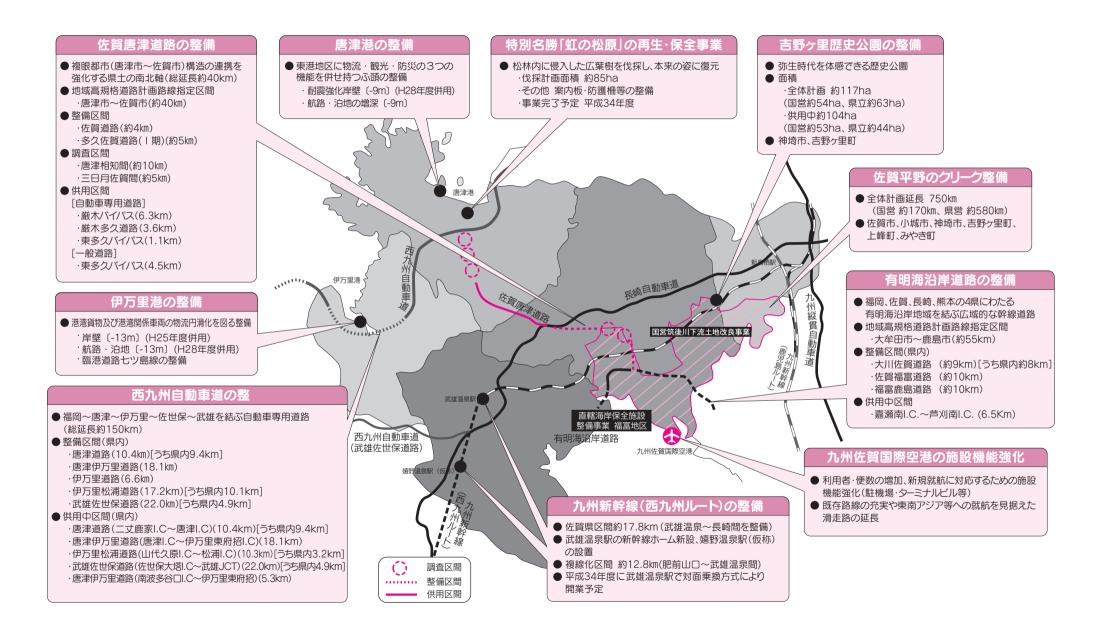
IV 地域の振興

(1) 佐賀県主要事業位置図



(2)地方拠点都市地域位置図

唐津・東松浦地方拠点都市地域の概要

1. 地域概要

·地域指定年月日 平成5年4月30日 · 基本計画承認年月日 平成6年3月30日

· 構成市町村 唐津市、東松浦郡の2市町(1市1町)

2. 地方拠点都市地域の整備の基本方向

平成6年度から概ね10年間 計画の目標期間

・テーマ及び基本理念

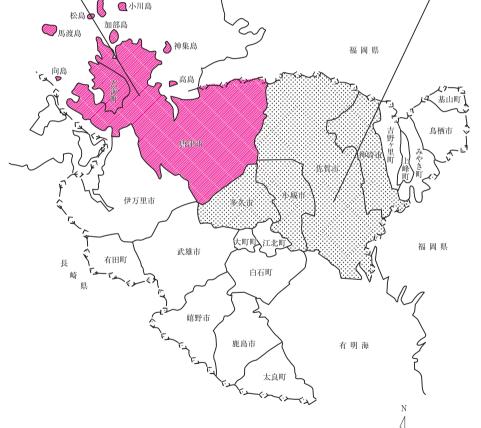
『からつ・とうまつ高感度高流都市』 大都市からの人・産業・情報の流入を促進し、レベルの高い交流が できる新しい生活文化都市圏を形成する。

3. 拠点地区の概要

3. 拠点地区の概要 都市機能の集積、居住環境の整備及び産業業務施設の再配置を図るため の事業を重点的に進め、唐津・東松浦地方拠点都市地域の育成・整備の拠 点となる地区として、8つの拠点地区を指定している。

拠点地区及び地区ごとの主な事業等

拠点地区名	所在市町村	整備する機能	主な事業等
浜崎ピーチフ ロント・シテ ィ地区	唐津市	定住機能を持つ副次 的な都市拠点の形成	·保健福祉村整備事業 ·総合運動公園整備事業 等
東唐津カルチ ャー・パーク 地区	唐津市	自然環境に恵まれた 定住文教地区の形成	・松浦河畔公園整備事業 ・新東唐津駅土地区画整理事業 ・高等教育機関整備事業 等
中原産業業務拠点地区	唐津市	地域の産業業務を先 導するオフィスアル カディア・タウンの 形成	· 西九州自動車整備
唐津中央地区	唐津市	高次都市機能を集積 した中心市街地の形 成	・ 唐津駅北アクセス広場(アルビノ) 開発事業 ・ 商店街大手口広場整備事業 ・ 唐津城址保存整備事業 等
大島新みなと 地区	唐津市	交易・交流の窓口と して多機能港湾空間 の形成	· 県道妙見満島線道路改築事業
中山ニュータ ウン地区	唐津市	田園型ニュータウン を中心とした新市街 地の形成	・住宅団地造成事業 ・交流文化センター建設事業 ・特別養護老人ホーム建設事業
厳 木 産 業 バ レー地区	唐津市	緑豊かな定住型産業 拠点の形成	・住宅団地造成事業 ・総合グランド整備事業 等
北波多ハイウ ェー・ネット 地区	唐津市	交通拠点を生かした 新しい定住拠点の形 成	·主要地方道唐津北波多線道路改築 事業 ·住宅団地造成事業 等
その他			·西九州自動車道整備 ·一般国道203号(佐賀唐津道路) 整備 等



佐賀地方拠点都市地域の概要

· 拠点都市地域関係

1. 地域概要

·地域指定年月日 平成6年9月16日 ·基本計画承認年月日 平成7年3月20日 ·基本計画変更同意年月日 平成17年3月31日

佐賀市、多久市、小城市、神埼市の4市 構成市町

2. 地方拠点都市地域の整備の基本方向

計画の目標期間 平成7年度から概ね平成26年度まで

・テーマ及び基本理念

「にぎわいとうるおいの佐賀リーディング都市圏の創造」 自然との調和を図りつつ、魅力と活力にあふれた、にぎわいのある 佐賀中核都市圏の形成

都市機能の集積、居住環境の整備及び産業業務施設の再配置を図るため の事業を重点的に進め、佐賀地方拠点都市地域の育成・整備の拠点となる 地区として、8つの拠点地区を指定している。

○ 拠点地区及び地区ごとの主な事業等

拠点地区名	所在市町村	整備する機能	主な事業等
佐 賀 駅 周 辺 業務拠点地区	佐賀 市	県内の産業業務機能 の中心となるオフィ スアルカディアの形 成	・市立図書館建設事業 ・交通ターミナル整備事業 ・産業業務支援施設の整備 等
佐賀中心拠点地区	佐賀市	商業を中心としたに ぎわいのある中心市 街地の形成	·佐賀中央第1地区第一種市街地再開発事業 等
兵庫拠点地区	佐賀市	21世紀社会対応型住 居モデル地区の形成	・兵庫土地区画整備事業 ・児童センター建設事業 ・兵庫北部地区区画整備事業 等
久 保 泉拠点地区	佐賀市	中核的産業拠点の形 成	·工業団地造成事業 ·多目的運動広場整備 等
吉野ヶ里拠点地区	神埼市	吉野ヶ里遺跡を核と した歴史文化タウン の形成	・吉野ヶ里歴史公園の整備 ・神埼駅北口開設事業 等
佐賀空港 臨空タウン 拠点地区	佐賀市	佐賀空港を核とした 臨空タウンの形成	· 佐賀空港建設 · 佐賀空港公園整備事業 等
多久北部拠点地区	多久市	職住一体の産業拠点 の形成	· 多久北部工業団地造成事業 · 多久原住宅団地造成事業 等
牛津拠点地区	小城市	交通拠点を生かした 定住型複合産業拠点 の形成	・カルチャー拠点整備事業 ・商店街整備等支援事業 等

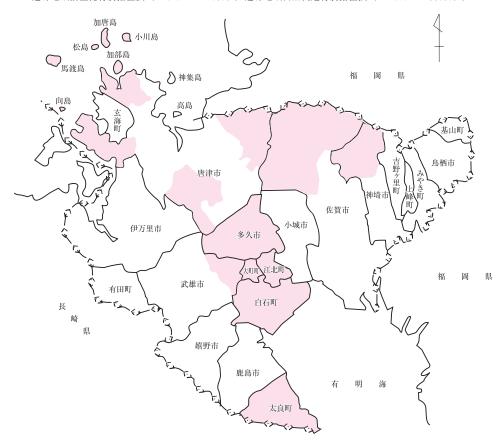
唐津·東松浦地方拠点都市地域

佐賀地方拠点都市地域

(3)過疎地域市町

(過疎地域自立促准特別措置法)

過疎地域対策特別措置法(S45.5.1~S55.3.31) 過疎地域振興特別措置法(S55.4.1~H2.3.31) 過疎地域活性化特別措置法(H2.4.1~H12.3.31) 過疎地域自立促進特別措置法(H12.4.1~H33.3.31)



○現行の過疎市町(5市4町)

H31.4.1現在

S45.5.1~ 佐賀市 (旧富士町、旧三瀬村)

唐津市(旧相知町、旧肥前町、旧呼子町、旧七山村)、多久市

武雄市(旧北方町)、神埼市(旧脊振村)、大町町

S46.4.30~唐津市(旧鎮西町)、江北町 H22.4.1~ 白石町、太良町

◎過去の過疎市町村(指定期間終了後5年間は経過措置団体)

- ·指定終了日
 - ~S55.3.31 伊万里市
 - ~H2.3.31 小城市(旧小城町)、唐津市(旧厳木町)、白石町(旧福富町)、嬉野市(旧塩田町)
 - ~H12.3.31 唐津市(旧北波多村)、白石町(旧有明町)

(4)振興山村地域・離島振興地域及び半島振興地域

離島振興法「指定地域」(法第2条)

山村振興法「振興山村の指定」(法第7条)

↑ 半島振興法「指定」(法第2条)



○該当地域名

加唐島、松島、馬渡島、向島、小川島、神集島

高島(7島)

山振 佐賀市(旧富士町、旧大和町*、旧三瀬村)

唐津市(旧七山村)、神埼市(旧脊振村)

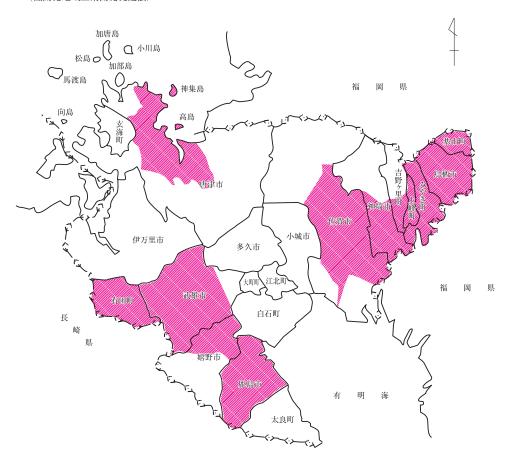
半島 唐津市(旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町)

伊万里市、玄海町

※) 旧大和町については、旧松梅村のみ指定

(5)低開発地域工業開発地区市町

(低開発地域工業開発促進法)

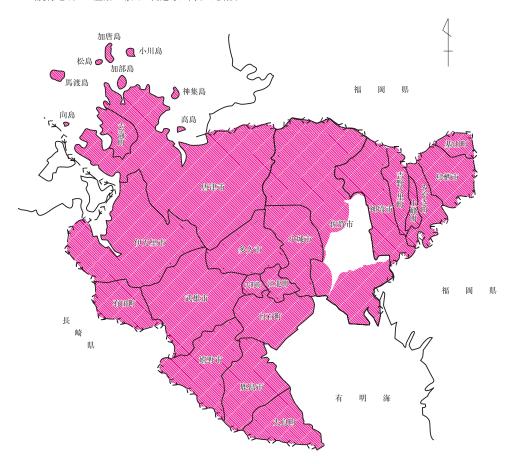


○該当市町

佐賀市(旧佐賀市、旧大和町、旧諸富町)、唐津市(旧唐津市)、鳥栖市 武雄市(旧武雄市、旧山内町)、鹿島市、嬉野市(旧塩田町) 神埼市(旧千代田町、旧神埼町)、吉野ヶ里町(旧三田川町)、基山町 上峰町、みやき町、有田町

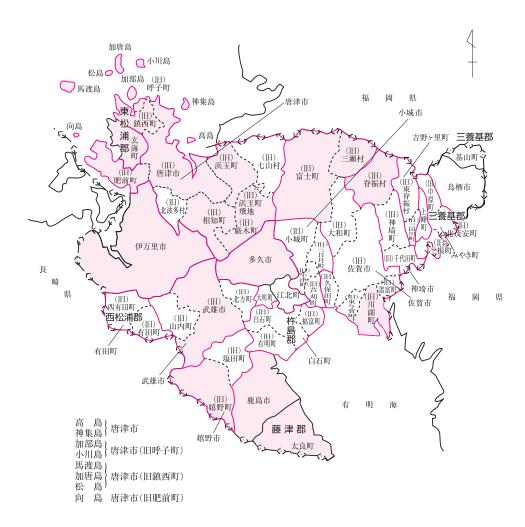
(6)農村地域産業導入促進地域市町

(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)



○該当市町名 全市町(旧佐賀市を除く)

(7) 辺地所在市町



○辺地を有する市町名

昭和36年度~

佐賀市 (旧富士町、旧三瀬村)

唐津市(旧唐津市、旧浜玉町、旧厳木町、旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町)

伊万里市、鹿島市

嬉野市 (旧嬉野町)、神埼市 (旧脊振村)、太良町

昭和41年度~

多久市、武雄市 (旧武雄市)、玄海町

昭和49年度~

佐賀市 (旧川副町)

平成26年度~

唐津市相知町

(8)特定農山村地域市町

特定農山村法「指定地域」(法第2条第4項)



○該当市町名

佐賀市(旧大和町、旧富士町、旧三瀬村)

唐津市 (旧浜玉町、旧厳木町、旧肥前町、旧鎮西町、旧七山村)

伊万里市、鹿島市、神埼市 (旧脊振村)、玄海町、太良町

○該当市町名

武雄市(旧山内町中通村)、小城市(旧牛津町砥川村)

嬉野市(旧塩田町、旧嬉野町吉田村の一部※)、有田町(旧西有田町大山村)

白石町 (旧白石町須古村)

※旧嬉野町吉田村の一部については、昭和31年4月1日に旧塩田町五町田村に編入された地区を指す。

メモ	

	住	所	録
Name		Name	
**************************************		***	
〒		₹	
Mail		Mail	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Name -	
**		**	
〒		_ 〒	
Mail		Mail _	
Name		Name	
***		**	
₸		₹	
Mail		Mail	
Name		Name	
〒		₹	
Mail		Mail	
Name		Name	
**************************************		***	
		₹	
Mail		Mail	